**所沢市ふるさと応援寄附制度返礼品提供事業者募集要項**

**１　趣旨**

所沢市（以下「市」という。）では、ふるさと応援寄附制度（以下「ふるさと納税」という。）により寄附をいただいた市外に在住する方（以下「寄附者」という。）に対し、令和６年１１月寄附分より感謝の意味を込めてふるさと応援寄附制度返礼品（以下「返礼品」という。）を進呈することになりました。

つきましては、市の魅力を発信し、全国に地域の特産品をＰＲするとともに、地域産業の振興と財源の確保につなげるため、ふるさと納税返礼品として商品やサービス等提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものです。

**２　ふるさと納税業務運用担当事業者**

ふるさと納税の効率的な運営、安全かつ安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正な管理及び苦情等への対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を、指定する事業者（以下「委託事業者」という。）に委託します。返礼品提供事業者は、自社の商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を締結する必要があります。

**３　返礼品提供事業者の要件**

返礼品提供事業者は、次の各号のいずれの要件にも該当している必要があります。

(1) 市内に本社（本店）又は、支社 （支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、市内で商品等の生産、製造若しくは加工を行っている、又は商品等の提供を行っている法人、団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、市外の事業者も可能とします。

ア　市内で生産された農産物等を原材料に商品等の製造、加工又は販売を行い、市をＰＲしていると認められる場合。

イ　市をＰＲする目的で商品等として生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものを取り扱う場合。

ウ　市内で主要な部分が提供されるイベント、体験型サービス等の役務を商品等として提供する場合。

(2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。

(3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

(5) 委託事業者と、個別に契約を締結し、返礼品に関する情報の登録を行うこと。

**４ 返礼品の要件**

返礼品は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当している必要があります。ただし、要件を満たす場合であっても、総務省の定める基準を満たしていない場合や、市が返礼品として適当でないものとした場合は、返礼品とはなりません。

(1) 製造、加工及び販売に係る返礼品：３の要件を満たす事業者が生産、製造又は加工を行っている生鮮食品、加工食品、工芸品、工業製品、グッズ類等であって、次のいずれにも該当していること。

ア　市内で生産、製造又は加工を行っていること（３の (1)のア及びイの場合は、市外も可能）。

イ　市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素があるものであること。

ウ　品質及び数量の面において、安定した供給が見込めること。ただし、供給できる期間が限定されるものの場合は、その期間内において安定供給が見込めるものであること。

オ　委託事業者が指定する配送事業者により配送が可能なものであること。

(2) 役務の提供（イベント、体験型サービス等）に係る返礼品：３の要件を満たす事業者が提供するサービス（代行サービス等を含む。）であって、次のいずれにも該当していること。

ア　市内及び市内の施設にてサービスが提供されること。

イ　市内の地域資源を利用していること。

ウ　安全性の配慮がされていること。

**５ 返礼品提供事業者として登録することのメリット**

(1) 市公式ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト等で事業者名及び商品名がＰＲされ、販路拡大と売上の向上が期待できます。

(2) 返礼品の送料は、市が負担します。（返礼品梱包に係る費用は除く）

(3) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログやチラシ等を同梱することができます。

**６ 募集期間**

随時、募集します。

**７ 登録の申請方法**

返礼品提供事業者として登録を希望される場合、「所沢市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」（様式第１号）に必要事項を記入し、電子メールにて市へ提出してください。なお、申請に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。

※送信先：a9157@city.tokorozawa.lg.jp

申請後、必要に応じて申請内容に関連する資料の提出を求める場合があります。

**８　返礼品提供事業者又は返礼品の内容変更等**

(1) 返礼品提供事業者は、登録した事業者情報又は返礼品の内容を変更する場合は、速やかに市及び委託事業者へ報告してください。

(2) 返礼品提供事業者は、事業者登録又は返礼品の提供を辞退する場合は、速やかに市及び委託事業者に報告するとともに、「所沢市ふるさと納税返礼品提供事業者登録辞退届出書」（様式第２号）を市へ提出してください。

(3) 変更又は辞退により発生する費用は、返礼品提供事業者の負担とします。

**９　返礼品提供事業者及び返礼品の審査**

市は、以下の基準により審査を行い、その結果について「所沢市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（様式第３号）により通知します。

(1) ３及び４の要件を満たしていること。

(2) 総務省の定める地場産品基準に適合していること。

(3) 市の魅力をＰＲし、イメージアップにつながる商品又はサービスであること。

(4) 安全・安心であり、品質や数量の面において安定した供給が見込めるものであること。

(5) その他、ふるさと納税の返礼品とするにふさわしいと認められること。

※総務省による地場産品基準の審査などに時間を要するため、実際の返礼品の提供の開始までは、数か月以上の日数を要することがあります。

**10　返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消**

市は、登録された返礼品提供事業者又は返礼品が次のいずれかに該当する場合は、当該返礼品提供事業者に係る返礼品提供事業者登録及び返礼品登録を取り消すこととします。

(1) ３若しくは４に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 提出書類に虚偽があったとき。

(3) 市に損害を及ぼす行為があったとき。

(4) 事業者の破産手続が開始されたとき。

(5) その他、返礼品提供事業者としてふさわしくないと認められるとき。

**11　返礼品の見直しについて**

(1) 返礼品は、注文時の対応状況や注文数等により、随時見直しを行います。

(2) 市は、必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

**12　その他の留意事項**

(1) 返礼品提供事業者は、委託事業者からふるさと納税の実施のために必要な書類や画像等の提供の依頼があった場合は、当該書類等を委託事業者へ速やかに提出してください。

(2) 市がふるさと納税の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをする場合があります。

(3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル、苦情等（以下「事故等」という。）に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うこととし、真摯に対応して解決に努め、事故等の詳細及び対応内容について、直ちに市及び委託事業者へ書面により報告してください。

(4) 返礼品の品質等に係る保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

(5) ふるさと納税及びその返礼品については、総務省の定める基準によるものとし、その見直し等があった場合には、要件等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 返礼品提供事業者の登録申請時及び登録期間中は、当市が市税の納付状況を調査することについて同意をしていただきます。調査の結果、滞納等が判明した場合、返礼品提供事業者の登録を取り消す場合があります。

(7) 寄附者からの返礼品品質等のクレーム等により返礼品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送事業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

　　ただし、寄附者の過失等返礼品提供事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送前に市と協議し、その費用負担を決定する。

**13　問合せ先**

所沢市産業経済部産業振興課

〒359-8501　所沢市並木1-1-1

TEL：04-2998-9157（直通）

FAX：04-2998-9162

メールアドレス：a9157@city.tokorozawa.lg.jp